六　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件　一四　三
七　夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件　一四　10　一一
八　令和三年総務省告示第三百二十九号の一部を改正する件　一七　二
九　地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件の一部を改正する件　一七　11　一
一〇　地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件　一七　11　二二
一一　地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件　一七　11　六五
一二　特定国外派遣組織を指定する件　一八　三
一三　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二〇　14　三
一四　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二〇　14　一五
一五　本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件　二〇　14　一五
一六　政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件　二一　15　五五
一七　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二一　15　五五
一八　政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件　二一　15　五九
一九　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件　二一　15　五九
二〇　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二一　15　五九
二一　政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件　二一　15　五九
二二　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件　二四　二
二三　令和三年度地方債計画を公表する件の全部を改正する件　二八　20　三
二四　水底線路の保護区域を指定する等の件　三一　21　三七

○総務省、農林水産省、国土交通省

一　山村振興法に基づく産業振興施策促進事項について同意した件　二四　二

○政治資金適正化委員会

一　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　四　四
二　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　四　四
三　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件　四　四

○法務省

一　戸籍が滅失した件　四　四
二　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　六　九
三　除籍が滅失した件　七　二
四　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　一二　一
五　日本国に帰化を許可する件　一二　一
六　原戸籍の一部が滅失した件　一四　三
七　日本国に帰化を許可する件　一七　三
八　除籍が滅失した件　二〇　三
九　除籍の一部が滅失した件　二〇　三
一〇　日本国に帰化を許可する件　二一　三
一一　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　二四　二
一二　日本国に帰化を許可する件　二四　二
一三　〃　二四　二
一四　〃　二七　一
一五　原戸籍が滅失した件　二八　九
一六　原戸籍の一部が滅失した件　二八　九
一七　除籍の一部が滅失した件　二八　九
一八　除籍が滅失した件　三一　四
一九　原戸籍の一部が滅失した件　三一　四
二〇　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　三一　四
二一　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　三一　四

○外務省

一　チャド共和国における予防接種のためのコールドチェーン整備計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件　四　四
二　ナイジェリア連邦共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とナイジェリア連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件　四　四
三　コンゴ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　四　四
四　マリ共和国における選挙支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件　四　四
五　マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の書簡の交換に関する件　四　五
六　中央アフリカ共和国における予防接種へのアクセス強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件　四　五
七　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の口上書の交換に関する件　四　五